

(様式第2号)

地域振興推進費事業計画・自己評価書 (実績)

令和5年1月24日

| 提出区分 | 実績 | 整理番号 | 12 | 課題区分 | C | |
|--|--|---|--------------------|---------------------------------------|---------|--|
| 横断的な課題 | 交通軸の整備等による地域の人や物を活かした郷土づくり | | | | | |
| 地域重点政策 | 中山間地域の魅力向上 | | | | | |
| 実施機関 | 松本農業農村支援センター | | | | 松本地域振興局 | |
| 事業名 | スマート農業推進現地検討会 | 担当課 | 所属 | 技術経営普及課 | | |
| | | | 電話 | 0263-40-1947 | | |
| | | | E-mail | matsumoto-nogyo@pref.nagano.lg.jp | | |
| 事業の概要等 | 目的 (目指す姿) | 農業の担い手不足・高齢化に対応するため、農地を集積した担い手が、「スマート農業技術」を駆使して、省力化や生産性向上を図り、農地と産業を維持する。 | | | | |
| | 現状と課題 | ア 管内農業者の関心は高く導入は徐々に進んでいるものの、市販されている機械は北陸や関東平野等の平坦で大区画ほ場を前提とした機械が多く、高額で費用対効果の判断材料が不足しているため、広く普及には至っていない。 イ 令和元年～3年に当支援センターで水稻のスマート農業を重点活動課題に位置づけ、複数の技術について比較的小規模区画の管内ほ場での適応性などを調査し、得られたデータをもとに啓発してきた。 ウ 特に産業用マルチコプター(以下、「ドローン」と言う。)は啓発の効果もあり、令和3年度当初は2戸3台だった導入台数が年度末には5戸7台に増えた(センター調べ)。今後も導入が進むことが見込まれるため、使用に際しての技術や、法令等に基づく届出の留意点についての指導を継続実施する必要がある。 | | | | |
| | 内容 (変更後の内容) | ア 実演会 ・ドローンを活用した、水稻の防除や施肥について、生産者や関係機関を対象とした実演会を開催する。 ・令和3年度までに得られた技術的事項と、届出が必要な事項を、生産者や関係者に啓発し周知する。 ・実演会に際しては、松本地域振興局の林務課、農地整備課にも連絡し、情報共有を図る。 ・プレスリリースを行うとともに、近隣の農業農村支援センターに参加と周知を呼びかける。 イ 防除比較試験 ・実演会に併せて、防除比較試験を実施する。 | | | | |
| 事業期間 | 令和4年5月 | | ～ | 令和4年12月 | | |
| 事業費等 | (単位:円) | | | | | |
| | 事業を構成する細事業名等 | 実施内容 | 計画(実績)額 | 備考 | | |
| | ドローン活用実演会事業 | 現地実演会によりドローンの活用技術等を啓発 | 85,080 | ドローンで散布できる除草剤と、既存の手散布の除草剤を購入し、比較調査を実施 | | |
| | ドローン防除比較試験 | ドローンによる防除と、慣行防除とで、効果を比較調査 | 0 | 現地調査 | | |
| | 試験成績検討会 | 試験結果の情報共有 | 9,224 | 検討会資料作成 | | |
| 合計 | | | 94,304 | | | |
| 指標及び達成状況 | 成果指標 | | 目標値 | 成果 | 達成状況 | |
| | 参加機関数 | | 周知団体・機関(計20)の50%以上 | 60% | ○ 達成 | |
| | 参加者のうち必須の届出事項を初めて知った者の数 | | 参加者数の50%以上 | 41% | ● 一部達成 | |
| | 比較試験成績書による啓発(12月) | | 2回 | 3回 | ○ 未達成 | |
| 事業実績・成果 | 1 事業実績 | | | | | |
| | (1) 水稻除草剤散布の実演会を令和4年6月16日に実施した。参加者は、周知した20の関係機関のうち、12機関(関係機関7、販売店1、県機関4)の60%だった。参加人数はそれら機関と生産者、メディアが合計24名だった。なお当支援センターからは12名が参加した。 | | | | | |
| | (2) 主対象の参加者17名(生産者、関係機関)のうち、必須の届出事項を初めて知った者は7名、41%だった。 (3) 比較試験の成績書をまとめ、法令や届出等の資料とともに啓発を3回実施した(12月に管内農業技術者対象に1回、1月と2月に管内大規模水稻農家の2組織に各1回)。 | | | | | |
| 2 成果 | | | | | | |
| (1) 実演会参加者に対し、農業用ドローンに関わる法令を解説し、事前の届け出の必要性を周知できた。 | | | | | | |
| (2) 比較試験結果を管内の技術者、大規模水稻生産者に周知・啓発できた。概要は次のとおり。 ア 散布時間比較 ドローン散布 3分35秒/53a/2人 手散布 8分30秒/44a/2人 イ 除草効果 ドローン散布区、手散布区のいずれも、高い除草効果が得られた。 | | | | | | |
| 今後の方向性 | ドローンの新規導入は今後も進むと見込まれるため、引き続き法令等に基づく届出の留意点についての啓発と指導を継続実施する。 | | | | | |